

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____として在職した期間</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)として在職した期間</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>